

保育所保育料

各月初日の保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担の月額(円)	
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間
第1(A)	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯	0	0
第2(B)	市町村民税非課税世帯	0	0
第3(C1)(C2)	市町村民税均等割課税世帯および市町村民税所得割課税額48,600円未満	17,550 (8,330)	17,250 (8,180)
第4(D1)	市町村民税所得割課税額48,600円以上57,700円未満	27,000 (9,000)	26,540 (9,000)
第5(D2)	市町村民税所得割課税額57,700円以上77,101円未満	27,000 (9,000)	26,540 (9,000)
第6(D3)	市町村民税所得割課税額77,101円以上97,000円未満	27,000	26,540
第7(D4)	市町村民税所得割課税額97,000円以上169,000円未満	40,050	39,360
第8(D5)	市町村民税所得割課税額169,000円以上301,000円未満	54,900	53,960
第9(D6)	市町村民税所得割課税額301,000円以上397,000円未満	72,000	70,770
第10(D7)	市町村民税所得割課税額397,000円以上	73,850	72,590

備考1 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第328条の規定によって課する所得割を除き、同法附則第5条の4第6項その他の内閣府令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。

備考2 所得割の額を計算する場合において、教育・保育給付認定保護者または当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第1条第2号に規定する女子または同令第2条第2号に規定する男子(前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。))が500万円を超える男子を除く。)に該当するときは、申請に基づき、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦または同項第12号に規定する寡夫であるとみなして計算する。

備考3 所得割の額を計算する場合において、教育・保育給付認定保護者または当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市(地方自治法第252条の19第1項の指定都市をいう。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして計算する。

備考4 市町村民税非課税世帯には、養育里親等(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同法第6条の4第2項に規定する養育里親または同法第7条第1項に規定する児童福祉施設(乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設および児童自立支援施設に限る。))の長を含む。

備考5 保育料の月額の括弧書きは、父子家庭、母子家庭または在宅障害児(者)を有する世帯(以下「ひとり親世帯等」という。)の場合に適用する。

備考6 同一世帯に保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、特別支援学校幼稚部もしくは児童心理治療施設通所部に入所し、または児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している小学校就学前子どもが複数人いる場合は、最年長の子どもから順に2人目は利用者負担の額の欄に掲げる額の半額、3人目以降については無料とする。

備考7 備考6の規定にかかわらず、生計を一にする子どもが複数人いる世帯の市町村民税所得割課税額が57,700円未満である場合における利用者負担額は、最年長の子どもから順に2人目は利用者負担の額の欄に掲げる額の半額、3人目以降については無料とする。

備考8 備考6および備考7の規定にかかわらず、生計を一にする子どもが複数人いるひとり親世帯等の市町村民税所得割課税額が77,101円未満である場合における利用者負担額は、最年長の子どもから順に2人目以降については無料とする。

備考9 備考6から備考8までの規定にかかわらず、生計を一にする子どもが複数人いる世帯の市町村民税所得割課税額が97,000円未満である場合における利用者負担額は、最年長の子どもから順に3人目以降については無料とする。